

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	155 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	152 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年3月まで

私は、昭和38年3月ごろ婚姻し、A市からB市に転居した。婚姻前の期間の国民年金保険料が未納であったが、婚姻前の未納保険料は、私の父親にA市で2回納付してもらった。残りは婚姻後自分で納付するようにと、父親がお金を持たせてくれたので、さかのぼって未納分を納めた。

国民年金保険料の納付を証明する書類は廃棄したため無いが、未納を無くすために納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、昭和38年3月の任意加入以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、厚生年金保険や国民年金第3号被保険者への切替手続等も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は申立期間前後の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶があるとしているところ、申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)により、昭和39年4月から41年9月までの保険料が42年4月に一括で過年度納付されていることが確認でき、その時点で時効により納付できない39年4月から同年12月までの保険料を納付していることから、その直前の期間である申立期間の保険料についても併せて納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料は、時効後の44年7月7日に納付されていることから、申立期間当時の社会保険

事務所(当時)で、時効後も保険料が納付されていたものと推測される。

加えて、申立人の主張する国民年金保険料額は、当時のものと一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1588 (事案 774 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から49年1月まで
② 昭和49年9月から61年3月まで
③ 昭和62年12月から平成元年7月まで

前回の申立てにより、国民年金保険料の未納期間の一部について納付が認められたが、それ以外の期間も間違いなく納付していた。

私が国民年金に加入した昭和36年4月以降の国民年金保険料は、私の母親が納付してくれて、次男が生まれた時に、実家の母親から出産祝いと一緒に国民年金手帳が送られて来たが、今回、38年3月に婚姻した後もA村(現在は、A町)から転居先のB市に住民票を異動しないまま、実家の母親が保険料を継続して納付していたことを思い出した。

また、この後は、私が自分でB市C支所や同市D区役所で国民年金保険料を納付し、夫が会社を退職した時には、私がD区役所で、夫の国民年金の加入手続をし、夫の分と合わせて二人分の保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初は昭和36年4月から38年2月までの期間と併せて申立てが行われたものであり、36年4月から38年2月までについては、国民年金保険料の納付があったものと認められるとしたものの、申立期間については、i) 申立人は当該期間の国民年金保険料の納付方法について、毎月、B市D区役所で納付したとしているが、B市において保険料の納付が毎月となったのは、60年4月からであり、当該期間のほとんどが3か月納付であったこと、ii) 当該期間のうち、申立人の夫の国民年金加入期間につい

ては、夫の保険料も未納となっていること、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いこと等をもって保険料の納付があったとは認められないと判断し、上記36年4月から38年2月までの期間のみ年金記録の訂正を必要とする平成21年1月20日付け通知が行われている。

今回、新しい事情として、申立人及びその夫は「昭和38年3月に婚姻した後、A村からB市に転居したが、同年*月にA村議会議員選挙があったため、転居後すぐに住民票をA村からB市へ異動しなかったことを思い出した。」としているところ、38年*月にA村議会議員選挙が実施されていることが確認できる上、B市の住民票により、申立人及び申立人の夫が同市民となったのは40年1月21日であることが確認できることから、B市に住民票を異動するまでの期間の国民年金保険料を母親が納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとするその母親は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達の48年*月までの保険料について、申請免除期間を除きすべて納付している。しかし、昭和38年4月から39年3月までの申請免除期間については、当時、申立人の母親がE業に従事していたことから、F省G局H事務所の資料でA村を所管するI県J局管内のE業に係る統計指数をみると、昭和38年度は101と標準を上回る一方、37年度は83、39年度は67及び40年度は88と標準を下回っていることが確認でき、申請免除期間前後の年度に比べて業績が良かった38年度だけが申請免除期間となっているのは不自然で、ほかに申請免除したことをうかがわせる生活・経済状況等の変化も見当たらないことから、申立人の母親は、当該申請免除期間の保険料を納付していたものと推認できる。

さらに、申立人は、申立人の次男が生まれた昭和40年*月ごろ、申立人の母親から出産祝いと一緒に年金手帳が送られてきたとしているところ、申立人の夫も同様の証言をしていることから、申立人の国民年金手帳は、申立人が転居した昭和38年3月から、申立人が申立人の母親から受け取った40年*月ごろまでの期間は、申立人の母親の手元に保管されていたものと推認でき、当該期間のうち、申立人の国民年金保険料が納付可能な40年3月までの期間（現年度保険料）については、申立人の母親が、自身の分と併せて申立人の保険料と一緒に納付した可能性を否定できない。

一方、申立期間①のうち、昭和40年4月から49年1月までの期間、申立期間②及び③については、新たな事情は無く、当委員会の口頭意見陳述でも、国民年金加入手続及び保険料納付方法に関する具体的な供述は得られず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から同年10月まで

私は、国民年金制度が始まった昭和36年4月から、厚生年金保険に加入した46年11月までの期間は、申請免除期間を除き、国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、国民年金加入当初の申請免除期間を除き、毎年度、定期的に国民年金保険料を納付し、昭和44年度の保険料については前納していることが確認できる。

また、申立人が保管する国民年金保険料の納付書・領収証書及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、昭和46年1月の農業者年金基金法施行当初から農業者年金に加入し、同基金加入に伴い強制加入となった国民年金付加保険料の加入手続も適切に行っていることから、申立人の国民年金に係る納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間直前の昭和46年1月から同年3月までの国民年金付加保険料（強制）を申立期間中の同年5月17日に納付していることが確認できるが、当時、申立人が申立期間の国民年金保険料を未納にしたまま、過年度の付加保険料だけを納付することは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に行っていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年6月10日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月19日に事業主により社会保険事務所に対し届けられ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る厚生年金保険被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。

しかしながら、B社が保管する「健康保険厚生年金保険磁気媒体届書総括表（平成17年6月15日付けの社会保険事務所の受付印がある。）」から、事業主が申立人の申立期間に係る賞与について、社会保険事務所に対し平成17年6月15日に磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる。

また、B社が保管する「健康保険磁気媒体届書総括表」から、事業主が申立人の申立期間に係る賞与について、同社が加入するC健康保険組合に対し平成17年6月16日に健康保険被保険者賞与支払届を届け出ていることが確認できる。

さらに、「諸届・請求書等返戻整理簿」から、申立人の申立期間に係る賞与について、事業主から社会保険事務所に対し平成17年6月15日に磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出があったことが確認できる。

一方、社会保険事務所は、当該届出書について、添付書類である「被保険者賞与支払届総括表」が添付されていなかったことから、平成17年6月16日に事業主へ関係書類を返戻したとしており、上記「諸届・請求書等返戻整理簿」から当該事実が確認できる。

しかし、行政手続法第37条において「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」と規定されているところ、厚生年金保険法及び同法施行規則に、「被保険者賞与支払届総括表」は必要な添付書類として定められていないことが確認できる。

また、上記「諸届・請求書等返戻整理簿」等から、提出された磁気媒体による厚生年金保険被保険者賞与支払届が、上記、形式上の要件に適合していないとする事情は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張する平成17年6月10日の賞与に係る届出を事業主が社会保険事務所に行っていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B社が保管する賞与明細書の写しから、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

（注）同一事業主に係る同種案件145件（別添一覧表参照）

別紙2【厚生年金あっせん一覧表】（北海道）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2085	男		昭和21年生		平成17年6月10日	99万円
2086	男		昭和31年生		平成17年6月10日	62万1,000円
2087	男		昭和35年生		平成17年6月10日	61万6,000円
2088	男		昭和29年生		平成17年6月10日	60万円
2089	男		昭和39年生		平成17年6月10日	57万2,000円
2090	男		昭和26年生		平成17年6月10日	55万4,000円
2091	男		昭和36年生		平成17年6月10日	71万8,000円
2092	男		昭和46年生		平成17年6月10日	48万3,000円
2093	男		昭和41年生		平成17年6月10日	49万1,000円
2094	男		昭和54年生		平成17年6月10日	3万円
2095	男		昭和56年生		平成17年6月10日	3万円
2096	男		昭和50年生		平成17年6月10日	31万7,000円
2097	男		昭和53年生		平成17年6月10日	31万1,000円
2098	男		昭和52年生		平成17年6月10日	30万1,000円
2099	男		昭和51年生		平成17年6月10日	30万円
2100	男		昭和46年生		平成17年6月10日	31万9,000円
2101	男		昭和27年生		平成17年6月10日	70万円
2102	男		昭和37年生		平成17年6月10日	60万7,000円
2103	男		昭和28年生		平成17年6月10日	52万2,000円
2104	男		昭和45年生		平成17年6月10日	41万7,000円
2105	男		昭和32年生		平成17年6月10日	52万円
2106	男		昭和27年生		平成17年6月10日	54万7,000円
2107	女		昭和47年生		平成17年6月10日	11万円
2108	男		昭和34年生		平成17年6月10日	55万7,000円
2109	男		昭和39年生		平成17年6月10日	50万5,000円
2110	男		昭和29年生		平成17年6月10日	53万3,000円
2111	男		昭和24年生		平成17年6月10日	60万3,000円
2112	男		昭和37年生		平成17年6月10日	48万3,000円
2113	男		昭和47年生		平成17年6月10日	38万6,000円
2114	男		昭和48年生		平成17年6月10日	38万5,000円
2115	男		昭和50年生		平成17年6月10日	31万9,000円
2116	男		昭和53年生		平成17年6月10日	31万5,000円
2117	男		昭和53年生		平成17年6月10日	29万4,000円
2118	女		昭和35年生		平成17年6月10日	11万6,000円
2119	男		昭和52年生		平成17年6月10日	29万5,000円
2120	男		昭和55年生		平成17年6月10日	12万4,000円
2121	男		昭和55年生		平成17年6月10日	10万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2122	男		昭和57年生		平成17年6月10日	8万円
2123	男		昭和58年生		平成17年6月10日	8万円
2124	男		昭和47年生		平成17年6月10日	30万1,000円
2125	男		昭和44年生		平成17年6月10日	30万2,000円
2126	男		昭和53年生		平成17年6月10日	8万円
2127	男		昭和58年生		平成17年6月10日	5万円
2128	男		昭和55年生		平成17年6月10日	5万円
2129	男		昭和35年生		平成17年6月10日	63万1,000円
2130	男		昭和46年生		平成17年6月10日	30万3,000円
2131	男		昭和54年生		平成17年6月10日	30万1,000円
2132	男		昭和52年生		平成17年6月10日	35万円
2133	男		昭和38年生		平成17年6月10日	38万5,000円
2134	男		昭和51年生		平成17年6月10日	31万9,000円
2135	男		昭和51年生		平成17年6月10日	31万9,000円
2136	男		昭和52年生		平成17年6月10日	30万1,000円
2137	男		昭和50年生		平成17年6月10日	30万4,000円
2138	男		昭和51年生		平成17年6月10日	30万1,000円
2139	男		昭和50年生		平成17年6月10日	31万7,000円
2140	男		昭和49年生		平成17年6月10日	31万3,000円
2141	男		昭和58年生		平成17年6月10日	2万円
2142	男		昭和28年生		平成17年6月10日	52万8,000円
2143	男		昭和46年生		平成17年6月10日	31万8,000円
2144	男		昭和55年生		平成17年6月10日	12万6,000円
2145	男		昭和53年生		平成17年6月10日	12万6,000円
2146	男		昭和48年生		平成17年6月10日	32万9,000円
2147	男		昭和53年生		平成17年6月10日	8万円
2148	男		昭和37年生		平成17年6月10日	48万4,000円
2149	男		昭和30年生		平成17年6月10日	57万2,000円
2150	男		昭和39年生		平成17年6月10日	49万6,000円
2151	男		昭和50年生		平成17年6月10日	35万円
2152	女		昭和27年生		平成17年6月10日	13万円
2153	男		昭和50年生		平成17年6月10日	13万5,000円
2154	男		昭和56年生		平成17年6月10日	10万円
2155	男		昭和42年生		平成17年6月10日	41万7,000円
2156	男		昭和36年生		平成17年6月10日	50万5,000円
2157	男		昭和53年生		平成17年6月10日	31万円
2158	男		昭和53年生		平成17年6月10日	30万1,000円
2159	男		昭和39年生		平成17年6月10日	48万5,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2160	男		昭和49年生		平成17年6月10日	35万円
2161	男		昭和52年生		平成17年6月10日	29万7,000円
2162	男		昭和53年生		平成17年6月10日	31万1,000円
2163	男		昭和46年生		平成17年6月10日	30万5,000円
2164	男		昭和34年生		平成17年6月10日	52万1,000円
2165	男		昭和39年生		平成17年6月10日	38万4,000円
2166	女		昭和35年生		平成17年6月10日	10万円
2167	男		昭和50年生		平成17年6月10日	11万円
2168	男		昭和48年生		平成17年6月10日	32万3,000円
2169	男		昭和48年生		平成17年6月10日	34万6,000円
2170	男		昭和45年生		平成17年6月10日	35万円
2171	男		昭和46年生		平成17年6月10日	41万7,000円
2172	男		昭和49年生		平成17年6月10日	32万5,000円
2173	男		昭和49年生		平成17年6月10日	30万8,000円
2174	男		昭和57年生		平成17年6月10日	10万円
2175	男		昭和47年生		平成17年6月10日	48万5,000円
2176	男		昭和54年生		平成17年6月10日	11万円
2177	男		昭和43年生		平成17年6月10日	35万円
2178	男		昭和48年生		平成17年6月10日	31万5,000円
2179	男		昭和47年生		平成17年6月10日	31万7,000円
2180	男		昭和57年生		平成17年6月10日	10万円
2181	男		昭和36年生		平成17年6月10日	50万5,000円
2182	男		昭和57年生		平成17年6月10日	3万円
2183	男		昭和51年生		平成17年6月10日	30万3,000円
2184	男		昭和50年生		平成17年6月10日	34万4,000円
2185	男		昭和45年生		平成17年6月10日	57万1,000円
2186	男		昭和50年生		平成17年6月10日	35万円
2187	男		昭和40年生		平成17年6月10日	60万円
2188	男		昭和38年生		平成17年6月10日	52万1,000円
2189	男		昭和54年生		平成17年6月10日	20万円
2190	男		昭和29年生		平成17年6月10日	55万5,000円
2191	男		昭和49年生		平成17年6月10日	30万1,000円
2192	男		昭和48年生		平成17年6月10日	37万7,000円
2193	男		昭和56年生		平成17年6月10日	10万円
2194	男		昭和55年生		平成17年6月10日	10万円
2195	男		昭和36年生		平成17年6月10日	50万1,000円
2196	男		昭和27年生		平成17年6月10日	60万円
2197	男		昭和56年生		平成17年6月10日	3万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
2198	男		昭和57年生		平成17年6月10日	20万円
2199	男		昭和24年生		平成17年6月10日	105万円
2200	男		昭和51年生		平成17年6月10日	36万3,000円
2201	女		昭和41年生		平成17年6月10日	38万2,000円
2202	女		昭和36年生		平成17年6月10日	43万5,000円
2203	女		昭和49年生		平成17年6月10日	31万7,000円
2204	女		昭和25年生		平成17年6月10日	12万6,000円
2205	女		昭和40年生		平成17年6月10日	11万円
2206	女		昭和34年生		平成17年6月10日	11万円
2207	男		昭和21年生		平成17年6月10日	112万円
2208	男		昭和23年生		平成17年6月10日	65万8,000円
2209	男		昭和57年生		平成17年6月10日	3万円
2210	男		昭和56年生		平成17年6月10日	10万2,000円
2211	男		昭和53年生		平成17年6月10日	3万円
2212	男		昭和53年生		平成17年6月10日	2万円
2213	男		昭和25年生		平成17年6月10日	71万4,000円
2214	男		昭和54年生		平成17年6月10日	28万9,000円
2215	男		昭和56年生		平成17年6月10日	10万2,000円
2216	男		昭和48年生		平成17年6月10日	20万円
2217	男		昭和34年生		平成17年6月10日	38万円
2218	男		昭和53年生		平成17年6月10日	10万円
2219	男		昭和46年生		平成17年6月10日	30万5,000円
2220	男		昭和31年生		平成17年6月10日	48万8,000円
2221	男		昭和58年生		平成17年6月10日	2万円
2222	男		昭和55年生		平成17年6月10日	11万8,000円
2223	女		昭和56年生		平成17年6月10日	9万5,000円
2224	男		昭和54年生		平成17年6月10日	11万円
2225	男		昭和53年生		平成17年6月10日	20万円
2226	女		昭和54年生		平成17年6月10日	11万円
2227	男		昭和59年生		平成17年6月10日	3万円
2228	男		昭和43年生		平成17年6月10日	30万5,000円
2229	男		昭和56年生		平成17年6月10日	5万円

北海道厚生年金 事案 2230

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成7年11月1日であると認められることから、同被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成7年6月から同年9月までは59万円、同年10月は56万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月30日から同年11月1日まで

平成元年12月1日からA社に入社し、その後、同社の社長が設立したB社に移り、7年12月20日まで継続して勤務した。

C職としてA社に勤務していた平成7年6月30日から同年10月末までの厚生年金保険の加入記録が無くなっていることが分かったが、厚生年金保険料が給料から控除されたことが確認できる給与明細書を保管しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の供述及び申立人が保管する給与明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し、平成7年6月から同年9月までは59万円、同年10月は56万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成7年11月1日の約5か月後の8年3月29日付けで、申立人の7年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されるとともに、同年11月1日で厚生年金保険被保険者の資格を喪失した記録が同年6月30日にさかのぼって訂正されていることが認められ、資格喪失日を訂正された者は申立人を含め20人確認できる。

また、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、平成7年10月2日に同社のD職に就任していたことが確認できるものの、当時の同社の取締役一人

及び複数の同僚は「A社とB社はグループ会社であった。申立人は両社のC職として継続して勤務していたが、社会保険事務は担当していなかった。」と供述しており、申立人は、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日については、訂正処理前の同年11月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録及び申立人が保管する平成7年6月から同年10月までの給与明細書から、7年6月から同年9月までは59万円、同年10月は56万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月28日から同年3月1日まで
② 平成3年7月1日から同年10月1日まで
③ 平成4年2月21日から同年3月16日まで

申立期間①について、平成元年2月末、B市にあるA社(以下「事業所1」という。)からC市にあるA社(以下「事業所2」という。)に異動し、同年5月まで事業所2の作業所で勤務した。

しかし、厚生年金保険の加入記録では、厚生年金保険被保険者資格が、事業所1において平成元年2月28日付けで喪失、事業所2において同年3月1日付けで取得となっており、空白期間が生じている。

申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②及び③について、D社に平成3年7月1日付けで入社し4年3月15日まで間違いなく勤務していた。採用時、同社が厚生年金保険適用事業所であることを確認の上で入社した。また、平成4年2月中に退職したが、給与は3月分まで支給する約束であった。同年3月16日までの給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、E町にあるF社においてA社グループ全体の人事を担当していた者に照会したところ、「申立期間①当時、厚生年金保険に係る

事務手続及び給与計算等に係る業務は、E町のF社で行っていたことから、事業所1における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失届が遅延してしまったことが考えられるが、いずれにしても、申立人が申立期間①当時、退職した事実無く、同社グループ内で異動していただけなので、申立期間①に係る厚生年金保険料は控除していた。」と供述している。

また、オンライン記録により、事業所1において申立人が平成元年2月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録は、同年11月29日付けで実施されていることが確認でき、上記人事担当者による資格喪失届が遅れたのではないかとの供述と一致する。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る事業所1における平成元年2月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明であると回答しているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、オンライン記録により、D社は、平成6年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できることから、商業登記簿謄本により確認できる申立期間②及び③当時の事業主に照会したところ、「申立期間②については、慣例的に入社後3か月間は試用期間として、この期間は厚生年金保険に加入させないことは申立人にも伝えているはずである。申立期間③については、申立人には平成4年2月後半に会社を辞めてもらい、その際、当時の給与計算期間（前月16日から当月15日まで）に応じて、3月15日までの分を解雇手当として支給した。これは、あくまで解雇手当であるので、当該手当から厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

また、オンライン記録により、D社において、申立期間②及び③前後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者は一人だけで、同人は当時の事業主の妻であり、事業主に照会したところ、「妻は会社で厚生年金保険に加入していたが常勤職員ではなかったため、申立人のこ

とを尋ねられても答えられない。」と供述している。

その上、申立期間②及び③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、また、申立人も、両申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所（現在は、C社D部E事業所）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和18年12月10日、同資格喪失日は20年9月15日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月10日から20年9月15日まで

A社B事業所における厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間については加入記録が無い。同事業所に徴用により勤務していたことは間違いがないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の承継事業所であるC社D部E事業所が保管していた労働者年金保険被保険者資格届（以下「被保険者資格届」という。）により、申立人と同一日の昭和18年12月10日に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる同僚の供述から、申立人は、申立期間において当該事業所に徴用により勤務していたことが推認できる。

また、被保険者資格届及び労働者年金保険被保険者台帳索引票により、申立人は、昭和18年12月10日にA社B事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人及び同僚9人の厚生年金保険被保険者記号番号*から*までが欠落しているが、これについては、昭和*年*月*日から*日にかけて発生したF県庁G庁舎の火災により、当時、保管していたF県H出張所を始めとす

る5出張所管内の被保険者名簿等が焼失しており、これら出張所管内に所在した当該事業所の被保険者名簿も焼失し、申立人の記録が欠落した可能性が高い。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳は無い上、上記同僚についても同台帳において、昭和18年12月10日にA社B事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、資格喪失日の記載が無い者が6人、20年9月13日が2人、同年10月1日が1人記載されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年12月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年9月15日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者資格届により確認できる当該事業所における記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和25年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から26年9月6日まで

昭和22年8月にA社に入社し、27年3月までB職、C職等として勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となった25年6月から26年8月までの同保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で一緒に勤務していたとする同僚3人のうち1人が、「私が昭和22年にA社に入社した時、申立人は既に勤務していた。」と供述していること、及び他の一人が、「昭和23年10月にA社に入社した時には、申立人は既に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該同僚3人のうち前述の1人は、「申立人は、申立期間及びその後の期間において、B職担当として継続して勤務しており、勤務形態にも変化は無かった。」と供述しているほか、別の一人は、「申立人とは、昭和23年5月ごろから申立期間後の26年10月まで、A社の社長宅と一緒に住み込んで勤務しており、この間、申立人の業務内容や勤務形態に変化は無かった。」と供述していることを踏まえると、申立人の当該事業所における業務内容及び勤務形態については、申立期間とその後の期間とで特段の変化は無かったものと認め

られる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、当該同僚3人は、いずれも、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年6月1日に同保険の被保険者資格を取得しており、申立期間において同保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者4人に照会したところ、回答があった3人のうち1人は、申立期間の大半について当該事業所における加入記録が確認できないが、同人は、i)自身が記憶する入社時期（昭和24年4月）が申立人の入社時期より約2年遅いこと、ii)供述のあった業務内容が「D業務」であり、申立人とは異なること、iii)高校を卒業して入社したとする申立人とは異なり、中学を卒業して入社し、定時制高校に通いながら勤務していたと供述していることから、申立人とは立場が異なっていたものと考えられる一方で、当該3人のうち他の2人については、申立期間のうち当該事業所の関連会社であるE社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和25年12月1日以前の期間については同保険の加入記録が確認できないが、いずれも、「当初からE社に入社し、同社が倒産したため、親会社であるA社に移った。」と供述しており、E社に勤務する以前の期間においてA社に勤務したことは無いとしていることから、いずれも、A社に勤務した当初から同保険の被保険者となったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢の同僚のA社に係る昭和25年6月から26年8月までの社会保険事務所（当時）の記録、及び申立人の当該事業所に係る同年9月の社会保険事務所の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によれば、A社は昭和42年9月8日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が26年9月6日を被保険者資格取得日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る 25 年 6 月から 26 年 8 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和61年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月21日から同年4月1日まで

昭和61年にC社から子会社であるA社に異動し、この間も継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。A社には55年ごろから出向していたが、申立期間以前の給与はC社から支給されていた。

申立期間の給与明細書を保管しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するC社に係る昭和61年3月分の給与支給明細書、A社に係る同年4月分の給与明細書、及びオンライン記録により、申立期間当時、C社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者による、「申立人は、当時、C社から子会社であるA社に移籍した。」との供述により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和61年3月21日にC社から関連会社であるA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管するA社に係る昭和61年4月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額、及び申立人の同社に係る同年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とする

ことが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、B社は不明としているが、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA社における同保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致しており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和61年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和50年3月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月17日から同年4月1日まで

A社に昭和50年3月から53年12月まで勤務し、その間の給与明細書をすべて保管しており、それによって50年4月分給与から同年3月分の厚生年金保険料が控除されていることも確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A社に係る昭和50年3月分から54年1月分までの給与明細書及び同社は「厚生年金保険料の控除は翌月の給与から控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和50年4月分の給与明細書(写し)に記載されている給与支給額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の取得日を50年4月1日として届出をしたと認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年5月1日まで

昭和41年4月1日にA社C営業所から同社B営業所に転勤していたが、年金記録によると、B営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年5月1日と記録されており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

入社以来継続してA社に勤務しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及びA社B営業所の内勤事務担当者二人の供述から判断すると、申立人がA社に内勤者として継続して勤務し(A社C営業所から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、異動日については、A社B営業所の内勤事務担当者二人は、「申立人は昭和41年4月1日に同営業所に着任している。また、同年4月1日から内勤者の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の事務が営業所から本社に移った。」と供述していることから、申立人の同社B営業所における厚生年金保険被保険者取得日に係る記録を同年4月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B営業所における昭和41年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とす

ることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、商業登記簿謄本により平成12年3月1日に解散していることが確認でき、事業を引き継いだD社は、「A社の社員の記録等は引き継いでおらず、社会保険の取扱い等に関する資料は無い。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年3月まで

私が大学生で20歳になった時に私の両親と国民年金に加入することについて話し合い、母親が加入手続きを行ってくれた上、私が大学に在学している間の国民年金保険料については、母親が納付してくれていたはずである。

その後、私の大学在学中の国民年金保険料の納付状況については、折に触れ母親に確認していたので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿から、申立期間後の昭和51年3月ごろに払い出されたことが推定できるほか、申立人に別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立人の申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間後、その母親に申立期間の国民年金保険料の納付の事実を確認していたとしているが、申立人は、申立期間に係る自身の国民年金手帳など、申立人の保険料が納付されていたことを示すものについては見たことがないとしており、申立期間の保険料が納付されていたとする申立人の供述内容を裏付けるものは確認できない。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたとするその母親から当時の納付状況等を聴取することができない上、申立人自身は、加入手続き等に直接関与していないことから、申立人の申立期間の保険料の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から3年3月まで

私が大学在学中の平成元年6月ごろ、私の母親から「国民年金に関する書類が届き、加入は強制ではないが、受給の際有利になるので加入しておく。」との電話連絡を受けた。私の母親は、直ちに私の国民年金加入手続を行い、遅滞なくA市A支所で保険料の納付をしていたと聞いている。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は申立人の国民年金の任意加入手続を申立人が20歳のころにA市A支所で行ったとしているが、申立人は、昭和63年3月から平成3年2月下旬までB市に居住しており、同期間はB市に住民登録されていたことが戸籍の附票で確認できることから、申立期間のうち元年6月から3年1月までの期間は、A市において加入手続を行うことはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の周辺番号に係る被保険者状況調査等により、平成3年7月ごろ払い出されたものと推認でき、このころ国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、その時点において、申立期間は任意加入となり、申立人は、制度上、同年3月以前はさかのぼって国民年金に加入することができず、保険料も納付することはできない。

さらに、申立人の母親は、加入のきっかけとして、学生に対する国民年金への任意加入の通知文書を受けたからとしているが、A市では、申立期間当時、当該加入勧奨通知の送付は行っていないとしており、その母親の説明と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から同年3月まで

私は、A市B区に転入した平成10年1月ごろに、国民年金の再加入手続を同市B区役所で行い、申立期間の保険料をC銀行D支店で納付書により定期的に納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

住民票の写しにより、申立人は、平成10年1月19日に、E県F市からA市B区に住民登録の異動手続を行ったことが確認できるが、オンライン記録により、申立期間に係る国民年金の当該住所変更については、14年12月12日に処理されている上、申立期間に係る再加入手続を行った形跡はうかがえず、10年1月ごろに再加入手続をしたとする申立人の主張とは一致しない。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間後の平成14年11月26日付けで国民年金第1号被保険者の資格を取得し、15年1月14日に当該資格取得日以降の保険料の納付書が作成されていることが確認できることから、その前年の14年11月又は同年12月ごろに、国民年金の再加入手続を行ったものと推認され、その時点で、申立期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成元年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成元年11月まで

私の夫は、生前、A職事務所を開設し、B県C会の顧問も務めるなど、性格は几帳面^{きちょうめん}で、勉強熱心な人でもあった。

国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、すべて夫が行っており、当時の状況はよく分からないが、保険料を何度か納付した後に、未納や未加入の期間があることは、夫の性格上考えられないことから、申立期間が国民年金に未加入や保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、申立人自らが行っていたとしているが、申立人自身は既に死亡していることから、当時の状況は不明である。

また、申立人は、D市が保管する昭和58年度の国民年金被保険者名簿の記録により、昭和58年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、この被保険者資格喪失日はオンライン記録とも一致している上、同市の58年度から平成元年度までの各国民年金被保険者名簿には、申立人の記録がないことから、申立期間は、申立人が国民年金に未加入であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録により、申立人は、60歳到達後の平成4年*月*日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得した際に昭和61年4月1日にさかのぼって第1号被保険者資格を取得したものと推認できるが、その時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間であったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1594

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、夫の給料で家計をやり繰りして納めるべきものは必ず納付しているので、申立期間が国民年金に未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したはずだと主張しているが、申立人及び申立人の夫は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である上、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当時の状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入していたため、申立人は国民年金の任意加入期間であったものと考えられるが、申立人及び申立人の夫には、申立期間に係る任意加入の手続をした記憶が明確でない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は昭和 59 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、この記録は、A 市が保管する昭和 59 年度の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致している上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和27年4月2日から28年9月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち昭和28年9月1日から58年7月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月2日から58年7月1日まで

昭和27年4月2日から58年6月末までA社に勤務した。しかし、27年4月2日から28年9月1日までの期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。入社後しばらくは臨時工であったが、間違いなく勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、平成元年7月に社会保険事務所(当時)に年金受給額の確認等の相談に行った際に見た資料には、昭和28年9月1日から58年7月1日までの期間中に厚生年金保険の加入記録が空白となっている期間が3か所(3年間)あったことを記憶しており、それらの期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを改めて調査し、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和27年4月2日から28年9月1日までの期間について、雇用保険被保険者記録及び申立人が保管する退職金支給計算書並びに事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所では、当時の資料が保存されていないとしており、申立人の厚生年金保険の適用状況について関連資料を得ることができない上、当該事業所では、「当時、入社後2年間程度は臨時工として雇用しており、臨時工には厚生年金保険に加入させておらず、同保険料も控除してい

なかったはずである。」と回答している。

また、オンライン記録から、当該期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚で連絡の取れた5人のうち申立人と同職種の3人は、自身が記憶する入社時の1年から2年4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち一人は「昭和26年4月に入社したが、数年間は臨時工で、厚生年金保険には加入していなかった。正社員となつてから厚生年金保険に加入するようになったが、加入するまでの期間は同保険料を控除された記憶は無い。」と供述している。

さらに、申立人は「入社当初は臨時工であった。」としている上、連絡の取れた他の同僚二人からも「当時、現場の作業員は、入社後数年間は臨時工として勤務し、厚生年金保険には加入していなかったと記憶している。」と供述していることから、当時、事業主は、従業員について、入社時から一律に厚生年金保険に加入させず、身分、職種等（技量、習熟度等）何らかの基準により加入の判断を行っていたものと推測される。

加えて、申立人が当該期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間のうち昭和28年9月1日から58年7月1日までの期間について、前述1の退職金支給計算書により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるところ、申立人は、平成元年当時相談に行った社会保険事務所において厚生年金保険の加入記録が空白となっている期間が、時期は不明であるが3か所（3年間）あったことを記憶しており、それらの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを改めて調査し、加入記録を訂正してほしいと主張しているが、申立人に応じた社会保険事務所においては、元年当時の申立人との応対状況についての記録は無く、申立人が見たとする資料を特定できないことから、当該資料を確認できない。

また、当該期間における当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票並びにオンライン記録を確認したが、当該期間において申立人の被保険者期間の空白期間は無いことが確認できる上、被保険者期間に係る訂正等の形跡も見当たらない。

さらに、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間月数は358月（29年10か月）となるが、オンライン記録によると、その月数に基づいて年金受給額の算定が行われていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 16 年 8 月 1 日まで
昭和 55 年 10 月から平成 16 年 7 月 31 日までA社B支店に勤務し、申立期間は月額 35 万円前後の給与を受給していたが、社会保険事務所（当時）の記録によると標準報酬月額が 13 万 4,000 円となっている。
給与支給額に大きな変動は無かったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間については、申立人が保管している平成 12 年 11 月から 13 年 2 月までの給与明細書に記載された給与支給額、区役所保管の申立人に係る 13 年分から 16 年分までの給与支払報告書の支給金額等から判断すると、申立人に支払われた給与月額オンライン記録の標準報酬月額（13 万 4,000 円）よりも高額であったことは推認できるが、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額とほぼ合致しているか又はそれより低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立人及びオンライン記録でA社における厚生年金保険被保険者資格

が確認できる同僚5人について、当該事業所が保管していた被保険者標準報酬改定通知書及び同決定通知書並びにオンライン記録により標準報酬月額推移を確認したところ、平成12年11月にそれまで各々28万円から41万円の標準報酬月額が随時改定により一律13万4,000円に引き下げられ、その後、途中で退職した一人を除く申立人及び同僚4人全員が13年10月、14年10月及び15年9月の定時決定で同額（13万4,000円）とされていることが確認できる。

さらに、平成12年11月から標準報酬月額を引き下げたことについて、当該事業所では、社会保険料の事業主負担と従業員負担を軽減するために社会保険事務所へ届け出る給与月額を引き下げ、毎月の実際の給与月額との差額を厚生年金保険料が少ない賞与額に上乗せして同保険料を控除していたが、給与明細書にはその旨を明記していなかったと回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月ごろから 35 年 3 月ごろまで
昭和 34 年 3 月ごろから 35 年 3 月ごろまで当時の A 社(現在は、B 社) C 事業所の正職員の作業員として勤務していたが、厚生年金保険の記録が全期間欠落している。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に A 社 C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社では、当時の勤務履歴が保存されていないため、申立人が申立期間に勤務していたか否かは分からないとしており、当時の社会保険事務担当者も特定できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 9 人及び当該同僚が名前を挙げた同僚 1 人の計 10 人のうち、オンライン記録から当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚が 7 人いることが確認できるところ、このうち前職を退職後すぐに当該事業所に入社したとする者 3 人及び当該事業所の入社年月を記憶している者 1 人の計 4 人について、前職の厚生年金保険被保険者資格喪失日又は記憶している入社年月から当該事業所に係る同被保険者資格取得日までの期間をみると、いずれも 1 年間程度被保険者の記録が無いことが確認できる。

さらに、前述の 1 年間程度厚生年金保険被保険者の記録が無い 4 人のうち 2 人は、「当該事業所の雇用形態は、正社員、準社員(試用期間中の者)及び短期

雇用(臨時職員)があり、短期雇用の時は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、申立人は「入社した時にD寮に入居した。」と供述しているところ、当該同僚の一人は、「勤務した当初は短期雇用で、申立人とはD寮で一緒に生活していた。D寮にいた時は短期雇用で厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。その後、準社員となってE寮に移転してから厚生年金保険に加入した。」と供述している。

以上から、当該事業所では、申立期間当時、入社後一律に厚生年金保険に加入させる取扱いはしておらず、身分、職務等によって従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで

昭和 52 年 8 月から A 社に勤務しており、同年 11 月に会社名を B 社に変更した後も、引き続き 54 年 7 月まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間について、勤務していたことは確かなので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和 54 年 5 月 28 日から同年 12 月 20 日までの期間について、B 社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 61 年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 55 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、当該事業所で勤務していた同僚は、「私は昭和 53 年 6 月ごろから勤務していたが、会社が 55 年 8 月から厚生年金保険に加入するまでは、同保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 9 月 1 日まで
昭和 60 年 10 月から 63 年 3 月まで A 社 B 支社 C 出張所に勤務していたが、「ねんきん定期便」に記録されている申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与より低額になっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び実際に支給されていたと認められる報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 60 年 10 月 1 日に 8 万円として資格取得時報酬決定された後、61 年 9 月 1 日に 13 万 4,000 円として月額変更されていることが確認できるが、申立人が保管する給与明細書及び A 社 B 支社が保管していた賃金台帳に記載された給与支給額に見合う標準報酬月額は、昭和 60 年 10 月及び同年 11 月は 11 万 8,000 円、同年 12 月から 61 年 3 月までは 12 万 6,000 円、同年 4 月は 13 万 4,000 円、同年 5 月は 12 万 6,000 円、同年 6 月は 14 万 2,000 円、同年 7 月は 13 万 4,000 円、同年 8 月は 12 万 6,000 円であることがそれぞれ確認できる。

しかしながら、給与明細書及び賃金台帳により、申立期間について、事業主が給与から控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月

額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2242

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から32年12月1日まで
A社における厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間については、加入記録が無い。
申立期間については、当該事業所に勤務し厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚による具体的な供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所については、オンライン記録により昭和46年4月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、また、商業登記簿謄本により49年12月3日に解散していることが確認できる上、同登記簿謄本により確認することができる当時の代表取締役も所在が不明のため、申立人の当該事業所における勤務の実態及び厚生年金保険の適用状況が確認できない。

また、申立人が名前を挙げた当時の上司及び同僚17人のうち、生存及び連絡先が判明した二人に照会したところ、いずれも申立人を知っていると供述しており、そのうち一人は、「会社にB作業員として昭和30年9月1日に入社してから33年11月までは厚生年金保険に加入していなかった。ほかにも加入できないB作業員がおり、そのうちの一人が病気にかかり医療費を全額自己負担できないことを苦にして自殺したことを契機として、会社と交渉した結果、33年11月1日に厚生年金保険及び健康保険に加入することができた。また、加入できなかった期間の厚生年金保険料及び健康保険料は、給与から控除はされ

ていなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和33年11月1日に21人が被保険者資格（第1種2人、第3種19人）を取得していることが確認できるとともに、同日以前に被保険者資格を取得した者は、29年3月に二人、同年6月に一人及び33年6月に一人であることが確認できることから、当該事業所では申立期間当時、厚生年金保険について一律に加入させる取扱いを行っていなかったと推測できる。

加えて、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月ごろから39年10月ごろまで
昭和38年12月ごろから39年10月ごろまでA社B分室に勤務し、C業務に従事した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する具体的な供述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社B分室に勤務していた状況はうかがえる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該事業所は昭和39年5月22日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち38年12月ごろから39年5月21日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は昭和50年10月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業法人登記簿謄本によると、59年12月2日に解散しているほか、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、申立人は、当該事業所に一緒に勤務した同じC業務担当の同僚二人の名前を挙げているが、被保険者名簿によると、当該同僚も厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない上、これら同僚の連絡先も判明しないことから、申立人の申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

加えて、被保険者名簿において申立期間当時に厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる同僚4人は、いずれも死亡又は連絡先が確認できないこと

から、申立人の厚生年金保険の適用等について供述を得ることができない。

その上、申立人は、当該事業所に申立人と同じC業務担当の同僚が12人から13人ほど在籍していたとしているが、被保険者名簿によると、申立期間当時に厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる同僚は先の4人のみとなっており、申立人の供述によると、このうち申立人と同じC業務担当の従業員は一人で、残り3人はD業務担当及びE業務担当であったとしていることから、当時、当該事業所ではC業務担当の従業員のほとんどを厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

なお、当該事業所に係る被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低額に記録されている。
記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間及びその前後の期間の標準報酬月額は、平成 15 年 9 月から 17 年 2 月までは 38 万円、申立期間である同年 3 月から同年 6 月までは 26 万円、同年 7 月から 18 年 9 月までは 38 万円と記録されており、申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた報酬月額よりも低額であると申し立てている。

しかしながら、当該事業所では、「申立人は、平成 16 年 11 月 19 日まで病気療養のため休職し、同年 11 月 20 日に復職した。しかし、申立人は復職後も体調不良のため、同年 11 月 20 日から 17 年 3 月 31 日までの期間について、通常 7.75 時間の勤務時間を 4.75 時間に短縮し、給与も減額支給となった。同年 4 月からは通常の勤務時間となり、給与も全額支給となった。」と回答している。

また、当該事業所が加入するB健康保険組合における申立人の健康保険被保険者記録によると、申立人は平成 16 年 9 月 1 日から同年 11 月 19 日までの期間において、C手当金を受給しており、これは前述の当該事業所の回答と符合する上、同健康保険組合における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所が保管する個人別出退勤管理簿及び給与明細書から、申立人が平成 16 年 11 月 20 日から 17 年 3 月 31 日までの期間について、短時間

勤務となり、給与が減額支給となっていたことが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、事業主がオンライン記録どおりに届け出たことが確認できるほか、当該届出内容は申立人の給与明細書の内容と一致することが確認できる。

加えて、申立人は平成16年11月20日から17年3月31日までの短時間勤務及び給与の減額支給について、「時期ははっきりと覚えていないが、そのようなことがあったと思う。」と供述している。

これらの状況から判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、申立人の短時間勤務による給与の減額支給により、平成16年12月の給与から固定的賃金が減額となったため、以後17年2月までの継続した3か月の報酬の平均月額に変更が生じたことから、同年3月1日付けで申立人の標準報酬月額を38万円から26万円に変更する届を行ったと考えられる。そして、事業主は、その後、申立人の17年4月から給与の減額支給が行われなくなったことにより固定的賃金が増額となったため、以後同年6月までの継続した3か月の報酬の平均月額に変更が生じたことから、同年7月1日付けで申立人の標準報酬月額を26万円から38万円に変更する届を行ったと考えられ、これら事業主の届出内容及び社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2245

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 5 月 1 日まで

申立期間はA社に勤務し、月給 34 万円を支給されていたが、オンライン記録では申立期間の標準報酬月額は 22 万円となっている。

申立期間の一部について給与支給額及び厚生年金保険料控除額が記載された出勤簿兼賃金計算簿を保管しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間については、申立人が保管する平成 20 年 2 月及び同年 4 月の出勤簿兼賃金計算簿、及びA社の税務関係事務を受託していた会計事務所が保管する申立人に係る 19 年及び 20 年の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）に記載された給与支給額（平成 19 年 9 月、同年 10 月、20 年 1 月、同年 3 月及び同年 4 月は 34 万円、19 年 11 月及び同年 12 月は 35 万 8,000 円、20 年 2 月は 39 万円）に見合う標準報酬月額（平成 19 年 9 月、同年 10 月、20 年 1 月、同年 3 月及び同年 4 月は 34 万円、19 年 11 月及び同年 12 月は 36 万円、20 年 2 月は 38 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（22 万円）よりもいずれも高額であるものの、20 年

2月及び同年4月の出勤簿兼賃金計算簿により、両月において事業主が源泉控除していたと認められる同年1月分及び同年3月分の厚生年金保険料額(1万6,495円)に見合う標準報酬月額(22万円)、及び源泉徴収簿に記載された社会保険料等の控除額により、19年10月から20年1月までの期間及び20年3月において事業主が源泉控除していたと推認される19年9月分から同年12月分まで及び20年2月分の厚生年金保険料額(1万6,495円)に見合う標準報酬月額(22万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額とすべて合致している。

なお、当該事業所の社会保険事務手続を受託していた社会保険労務士事務所に照会したところ、「申立人は、平成19年3月1日から同年5月31日まで、労働災害により休業したため、同年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)に当たっては、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第21条第1項の規定に基づき、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である同年4月及び同年5月を除き、同年6月の報酬月額(22万6,666円)を算定基礎となる報酬月額として届け出た結果、同年9月以降の標準報酬月額が22万円として決定されたものである。」と回答しており、これは、同事務所が保管する申立人の雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)に記載された同年4月及び同年5月の賃金支払基礎日数がそれぞれ0日、11日であること、及び同事務所が保管する算定基礎届の写しにおいて、同年4月及び同年5月の報酬月額欄の記載がいずれも0円である一方で、同年6月の同欄には22万6,666円と記載されていることにより裏付けられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から 54 年 12 月 30 日まで
② 平成元年 4 月 1 日から 5 年 12 月 30 日まで
③ 平成 7 年 1 月ごろから 8 年 5 月ごろまで

申立期間①は、A 県 B 町にあった C 社に D 職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、A 県 B 町にあった E 社に D 職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、F 市に本社がある G 社が施工していた B 町 H 作業所において I 事業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、事業所名簿によれば、申立人が名前を挙げた者が個人事業主である C 社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無く、商業登記簿謄本の記録によっても、申立人が名前を挙げた者が事業主又は役員である C 社が申立期間①において A 県 B 町に存在していたことは確認できない。

一方、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間①のうち昭和 48 年 4 月 5 日から同年 12 月 23 日までの期間は J 社で、49 年 4 月 20 日から同年 10 月 4 日までの期間は K 社で、51 年 6 月 1 日から同年 12 月 15 日までの期間、52 年 4 月 10 日から同年 12 月 20 日までの期間及び 53 年 1 月 20 日から同年 2 月 28 日までの期間は L 社で、同年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間及び 54 年 2 月 1 日から同年 12 月 9 日までの期間は M 社

で、それぞれ同保険の被保険者であったことが確認できるが、事業所名簿によると、これらの事業所のうちK社、L社及びM社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が無い。

また、前述の事業所のうち、事業所名簿により申立期間①のうち昭和48年8月1日から54年12月30日までの期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるJ社に照会したところ、「申立人が当社に勤務していたことは確かであるが、当時の資料は廃棄済みであるため、勤務していた期間等、詳細については不明であるものの、申立人を厚生年金保険に加入させたことはなく、同保険料を給与から控除することも無かった。」と回答しており、申立人が同社において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、同社が同保険の適用事業所となった48年8月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる者5人のうち4人は、いずれも事業主と同姓であることから、事業主の親族であったことがうかがわれる。

さらに、申立人がC社において一緒に勤務していたとする同僚3人については、いずれも個人を特定することができないため、これらの者からC社に係る厚生年金保険の適用状況及び申立人の勤務状況について確認することはできなかった。

加えて、申立期間①について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②については、E社に照会したところ、「当社が保管する平成5年1月以降の名簿によれば、当社が申立人を直接雇用した形跡は無いが、当社の協力会社であったO社に所属していたものと思われる。」と回答しており、申立人が同社に勤務していたことを裏付ける資料及び供述は得られなかった。

一方、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間②のうち平成元年6月1日から同年12月29日までの期間、2年6月1日から同年12月25日までの期間及び3年6月1日から同年12月28日までの期間はP社で、4年6月3日から5年3月26日までの期間、同年5月1日から同年12月30日までの期間はO社で、それぞれ同保険の被保険者であったことが確認でき、このうちO社に係る同保険の被保険者記録については、前述のE社の回答を裏付けるものとなっているが、事業所名簿によると、P社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間②の翌年の6年7月1日であることが確認できるほか、O社が同保険の適用事業所となったのは申立期間②の12年後の17年7月1日であることが確認でき、両事業所は、いずれも、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が無い。

また、P社の事業主であった者に照会したところ、「P社は申立期間②においては厚生年金保険の適用を受けておらず、従業員は雇用保険にのみ加入

させており、各自で国民年金及び国民健康保険に加入していた。」と回答しており、申立人が同事業所において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、O社の事業主であった者に照会したところ、「O社は申立期間②において厚生年金保険の適用を受けておらず、申立人の給与から同保険料を控除することも無かった。」と回答している上、同人から提供があった申立人の平成4年6月から5年2月までの期間及び同年5月から6年2月までの期間に係る賃金台帳によると、申立人が当該期間において給与から控除されていたものは所得税及び雇用保険料のみであり、厚生年金保険料は給与から控除されていなかったことが確認できる。

加えて、申立人がE社において一緒に勤務していたとする同僚二人については、オンライン記録によれば、同社で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、個人を特定することができないため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

その上、オンライン記録により、申立期間②においてE社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者5人に照会したところ、回答があった3人から、申立人が同社に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

- 3 申立期間③については、G社に照会したところ、「当時の資料は廃棄済みであるため、当時から勤務している複数の社員に事情を聴いたところ、当社の仕事を外注していたQ社という事業所から派遣された作業員の中に、申立人と同姓の者がいたことを記憶している者がいた。外注先である同社の従業員の給与を当社が支払うことは無く、厚生年金保険料を控除することも無い。」と回答しており、申立人が同社において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける資料及び供述は得られなかった上、同社から提出されたQ社による申立期間③中の平成7年11月分の請求書によると、Q社からG社に対し、労務費一式が外注費として請求されたことが確認できることから、G社の回答のとおり、Q社がG社の外注先であったことが確認できる。

一方、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間③のうち平成7年4月1日から同年12月26日までの期間において、Q社で同保険の被保険者であったことが確認でき、これは、前述のG社の回答を裏付けるものとなっているが、事業所名簿によると、Q社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い上、商業登記簿謄本の記録により、同社の当時の代表取締役であったことが確認できる者は、生存及び所在が確認できないことから、同社に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人がG社において一緒に勤務していたとする同僚3人のうち2人については、オンライン記録によれば、同社で厚生年金保険の被保険者

であった形跡が無い上、個人を特定することができないため、これらの者から申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、当該同僚3人のうち他の1人については、G社において平成7年10月1日から同年12月3日まで厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、「申立人とはG社の作業所で一緒に勤務していたが、私は平成7年12月に同社を退社したため、その後のことについては分からない。」と供述しており、申立人が、申立期間③のうち、雇用保険の被保険者記録により、Q社を離職したことが確認できる同年12月26日以降の期間において、G社に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立期間③について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 56 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 57 年 4 月 27 日から同年 7 月 5 日まで

申立期間①及び②は、A市にあったB社に季節雇用のC作業員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、A市にあったD社に季節雇用のE作業員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人がB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当社が保管する従業員名簿によれば、申立人が昭和 55 年 5 月 1 日からF作業員として当社に勤務していたことが確認できるが、申立期間①及び②当時、季節雇用のF作業員は、一部の職長クラスや経験者を除いて日雇労働者健康保険に加入させており、政府管掌健康保険及び厚生年金保険には加入させていなかった。なお、当時、C作業員は当社では雇用しておらず、すべて請負であった。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が両申立期間において当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立期間②の約1年半後の昭和 58 年 6 月 1 日に初めて当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得

したことが確認でき、両申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無い上、同人に照会したものの回答は得られず、当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、複数の被保険者期間が確認できることから申立人と同様に季節雇用者であったと考えられるとともに、生存及び所在が確認された者 12 人に照会したところ、回答があった 6 人のうち 5 人は、いずれも季節雇用の F 作業員であったと供述しており、このうち 3 人については、被保険者原票によると、自身が記憶する当該事業所に最初に勤務した時点から、それぞれ 4 年後の昭和 40 年 4 月 1 日、14 年後の 55 年 6 月 1 日、14 年後の同年 6 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、当該被保険者であった者 3 人のうち昭和 55 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 2 人は、いずれも、「昭和 55 年に、会社から『今年から社会保険に加入させる。』と言われた。」と供述しており、このうち 1 人は、「社会保険に加入する前の健康保険は、手帳に印紙を貼る日雇労働者健康保険であった。」と供述しているほか、40 年 4 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得した他の 1 人は、「私は昭和 36 年 4 月から勤務しており、申立期間①及び②当時は職長であった。季節雇用の F 作業員の一部が厚生年金保険に加入したのは 53 年であると記憶しており、それまでの勤務期間が長い者から加入させていた。55 年でも全員は加入させておらず、20 歳以上の者だけであったと思う。」と供述している上、これらの者から厚生年金保険の被保険者資格を取得する以前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

一方、上述の被保険者であった者 12 人のうち、自身が記憶する当該事業所に最初に勤務した時点と厚生年金保険の被保険者資格取得時点が合致する二人については、いずれも、資格取得時の年齢が 20 歳以上である上、このうち 1 人は「B 社に勤務する以前から F 作業員の経験があり、このことは、採用時に会社から聞かれた。」と供述していることから、両人は、いずれも、両申立期間当時はそれぞれ 16 歳、17 歳であった申立人とは立場が異なっていたものと考えられる。これらのことを踏まえると、当時、当該事業所では、季節雇用の F 作業員として勤務する者について、おおむね 20 歳に達するまでは厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものとするのが妥当である。

2 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が D 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「常用雇用者である社員は厚生年金保険に加入させていたが、E 作業員等の季節雇用者は同保険に加入

させておらず、G国民健康保険組合の第*種組合員として同健康保険にだけ加入させていた。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚に照会したところ、「申立人はE作業員の見習いで社員でなく、短期間で辞めた記憶がある。当時、E作業員等の季節雇用者は、G国民健康保険組合の第*種組合員として同健康保険にのみ加入しており、厚生年金保険には加入していなかった。なお、私は昭和54年にD社から独立し、申立期間③当時は請負として同社の仕事をしていたため、同社の社員ではなかった。」と回答しており、申立人が当該事業所で厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間③前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者10人に照会したところ、回答があった9人は、いずれも常用雇用の社員であったと供述しており、E作業員等の季節雇用者であった者はいない上、このうち6人は、いずれも「当時、常用雇用の社員は厚生年金保険に加入していたが、E作業員等の季節雇用者はG国民健康保険組合の第*種組合員として同健康保険にのみ加入しており、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答しており、これらのことを踏まえると、当時、当該事業所では、E作業員等の季節雇用者について厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものとするのが妥当である。

- 3 両事業所に係る被保険者原票においても、申立人の氏名は無く、一方、各原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは考え難い。

また、各申立期間について厚生年金保険料が各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 このほか、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 2 月 3 日から同年 12 月 28 日まで
② 昭和 32 年 3 月 15 日から同年 12 月 21 日まで
③ 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 28 日まで

A事業所（現在は、B事業所）に昭和 30 年 7 月から 35 年 12 月まで勤務し、昭和 31 年度から 36 年度までは毎年度失業保険を受給していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者記録がないのは納得できない。社会保険事務所（当時）の回答では、健康保険にのみ加入していたとのことであるが、当時、給与から健康保険、厚生年金保険及び失業保険の各保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所を所轄するC省D局から提供された雇用台帳（写し）から、申立人は、申立期間において、同事業所のE支所及びF支所にG作業員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、各申立期間について、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の健康保険適用に係る記載があるのみで厚生年金の適用については記載されていない上、申立人が記載された頁以降の 10 頁分（150 人分）の記録を確認したところ、厚生年金保険が適用されている者は、申立期間①が 5 人、申立期間②が 0 人、申立期間③が 7 人となっており、大多数の者が健康保険のみの適用で、厚生年金保険が適用されている者は、一部の G 作業員であることが確認できる。

また、A事業所は、当時の社会保険の適用状況について、「各事業所の雇用形態及び区分等により、強制適用又は任意適用の取扱いが行われており、厚生年金保険は一部の作業員にのみ適用していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立期間当時、A事業所に勤務し、健康保険が適用され、申立人と同様に昭和34年4月から厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者12人のうち、生存及び所在が判明した9人に照会したところ、6人から回答があったが、そのうち、申立期間当時に申立人と同様にG作業員として勤務していたと供述している二人は、「健康保険にのみ加入し、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2249

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 24 日から 53 年 4 月 1 日まで
申立期間について、A市B町にあったC社D営業所で奨学金をもらいながら高校3年間E作業をしていた。この間、厚生年金保険に加入していたと思うが、同保険の加入記録が無いので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするC社D営業所については、オンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、同営業所の所在地を管轄する法務局においても、商業登記が確認できない。

また、申立期間当時の事業主は所在が不明なため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、C社F事業所会の会長に確認したところ、「申立期間当時、G業務員については厚生年金保険に加入していた者もいるが、申立人のような1日4時間ぐらいの短時間勤務の高校生のE作業員は加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた二人については、所在を確認することができず、申立人の申立期間の厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

加えて、申立人に係る当該事業所における雇用保険の加入記録は無い上、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料控除に係る具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。